

チェック✓ 市・県民税の申告に必要なもの

- 印鑑と申告書
- 給与・年金の源泉徴収票または支払者の証明書
(配偶者控除または配偶者特別控除を受けようとするかたは、配偶者の収入がわかる給与・年金の源泉徴収票なども)
- 本人確認できるもの(①~③のいずれか)
①個人番号(マイナンバーカード) ②個人番号通知カードと身元確認書類(運転免許証、年金手帳など) ③マイナンバーが記載された住民票の写しと身元確認書類
- 扶養親族がいるかたは、そのかたのマイナンバーがわかるものの控え(扶養親族のマイナンバーの記載が必要です)
- 事業(農業を含む)や不動産所得者などは、必要な帳簿類、領収書、収支内訳書
(農業所得者は、戸別所得補償の支払通知、抛出金や保証金などが記載された各種証明書も)
- 国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、国民年金保険料、その他社会保険料の支払額がわかるもの(支払証明書、領収書など)
- 生命保険料・地震保険料の控除を受けるかたは、生命保険料・地震保険料(旧長期損害保険料)の控除証明書
- 医療費控除を受けるかたは、医療費の明細書(医療費通知など)、保険金などで補てんされた金額のわかるもの
- セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)の適用を受けるかたは、セルフメディケーション税制の明細書の添付、適用を受ける年分において、一定の取り組みを行ったことを明らかにする書類
(従来の医療費控除とセルフメディケーション税制による医療費控除の特例は、どちらか一方しか適用を受けられません。また、医療費などの合計は事前に計算してください。)
- 障害者控除を受けるかたは、障害者手帳または障害者控除対象者認定書
- 寄附金税額控除を受けるかたは、寄附先が発行する領収書や寄附金受領証明書など

*セルフメディケーション税制=健康の保持増進や疾病予防の取り組みを行うかたが、特定一般用医薬品などを購入した場合、一定の所得控除が受けられます。

平成30年分

確定申告

申告と納税

- 【所得税および復興特別所得税】
…3月15日(金)まで
- 【贈与税】
…3月15日(金)まで
- 【消費税および
地方消費税(個人事業者)】
…4月1日(月)まで



申告書にはマイナンバーの記載が必要です

申告書には、マイナンバーの記載と、本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。なお、「e-Tax」で申告書の送信を行う場合は不要です。

e-Taxはこちらから→<http://www.e-tax.nta.go.jp/>

- 申告書作成会場 秋田県労働会館「フォーラムアキタ」(中通の市民市場近く) …会場に専用駐車場はありません。公共交通機関などでお越しください。

期間▶2月18日(月)から3月15日(金)までの平日(ただし、2月24日(日)、3月3日(日)は開設します)、9:00~16:00。15:00までにご来場願います

税務署に申告書作成会場は設置しません

- 電話相談センター 最寄りの税務署におかけいただき、音声案内に従って、番号0=「確定申告に関する相談(確定申告時期のみ)」、または番号1=「税金に関する一般的な相談」をお選びください。
▶秋田南税務署 ☎(832)4121
▶秋田北税務署 ☎(845)1161

◆確定申告書A・B図の赤枠部分に記入漏れがあると、市民税・県民税の控除などが適用されません。

◆給与所得者は、給与以外の所得にかかる市民税・県民税の納付方法を選択できます。確定申告書A・B図の黒枠部分に納付方法を記入してください。

記入漏れにご注意ください

確定申告書A 第二表

○住民税に関する事項

氏名	性別	生年月日	別居の場合の住所
納税者	個人番号	〒	
配偶者	個人番号	〒	
扶養親族	個人番号	〒	
扶養親族	個人番号	〒	
扶養親族	個人番号	〒	

※給与・公的年金等に係る所得は外(平成31年4月1日において既に納税済の所得は除く)の所得に係る住民税の徴収方法を選択する場合は「自分から納付」を選択してください。

納付方法	納付先
市	市
区	区
町	町
村	村

確定申告書B 第二表

○住民税・事業税に関する事項

氏名	性別	生年月日	別居の場合の住所
納税者	個人番号	〒	
配偶者	個人番号	〒	
扶養親族	個人番号	〒	
扶養親族	個人番号	〒	
扶養親族	個人番号	〒	

※給与・公的年金等に係る所得は外(平成31年4月1日において既に納税済の所得は除く)の所得に係る住民税の徴収方法を選択する場合は「自分から納付」を選択してください。

納付方法	納付先
市	市
区	区
町	町
村	村

*「上場株式等の配当所得等」や「上場株式等の譲渡所得等」は、所得税と個人市民税・県民税で異なる課税方式を選択できます。異なる課税方式を選択する場合は、平成31年度の納税通知書が送付される日までに、確定申告書とは別に市民税・県民税申告書を提出してください。

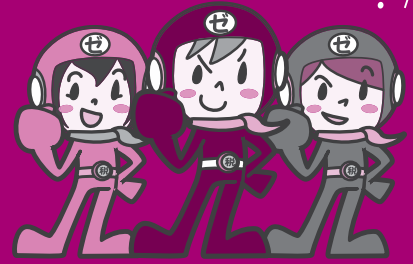
平成31年度分(平成30年1月～12月の所得にかかるもの)

市民税・県民税の申告です！

お早めにご！

申告期間▶2月18日(月)～3月15日(金)

問い合わせ 市民税課個人市民税担当 ☎(888)5476



平成31年度分の市民税・県民税の申告を、下記の各会場で受け付けます。昨年の受付期間中に申告したかたで、今年も申告が必要と思われるかたへ、2月上旬に「平成31年度分市民税・県民税申告書」をお送りします。同封の「申告の手引き」をよく読んで、正しく記入の上、申告してください。

申告の対象者

平成31年1月1日現在、秋田市に居住していて、次の①～④のいずれかに当てはまるかた(税務署へ確定申告するかたは、市民税・県民税の申告は不要です)

- 平成30年中に次の所得があったかた
 - ▶自営業や農業などの事業による所得
 - ▶地代や家賃などの不動産による所得
 - ▶非上場株式の配当所得
 - ▶生命・損害保険の満期・解約などによる一時所得
 - ▶個人年金・原稿料・講演料などの雑所得
 - ▶土地・建物などの譲渡所得 など



営業所得や農業所得、不動産所得があるかたは、収入や必要経費などの記帳と帳簿書類の保存が必要です。これをもとに、「収支内訳書」を事前に作成してから申告会場へお越しください。「収支内訳書」を作成していないと、完成後の受け付けとなる場合がありますので、ご注意ください。

- 公的年金を受給しており、確定申告はしないが、市民税・県民税の所得控除を受けようとするかた
- サラリーマン(パート・アルバイトを含む)で、次のいずれかに当てはまるかた
 - ▶平成30年中に退職した後、再就職していない
 - ▶年末調整に間に合わなかった(付け忘れた)所得控除を受ける
 - ▶給与以外に20万円以下の所得があった
- 平成30年中に所得はないが、税の証明書の交付や、市が実施する行政サービスを受けるために必要なかた

申告日時と会場

地域別	日時	会場
中央地域	2月18日(月)▶ 3月15日(金)の平日 9:00～12:00、13:00～15:00	市役所 1階 市民ホール
東部地域	2月18日(月)・19日(火) 9:30～12:00、13:00～15:00	東部市民 サービスセンター
西部地域	2月28日(木)、3月1日(金) 9:30～12:00、13:00～15:00	西部市民 サービスセンター
南部地域	3月8日(金)▶ 12日(火)の平日 9:30～12:00、13:00～15:00	南部市民 サービスセンター (御野場)
北部地域	3月7日(木) 9:30～12:00、13:00～15:00	下新城交流センター (旧北部公民館)
	3月4日(月)▶6日(水) 9:30～12:00、13:00～15:00	北部市民 サービスセンター
河辺地域	2月20日(水) 9:30～14:00	岩見三内地区 コミュニティセンター
	2月21日(木)・22日(金) 9:30～12:00、13:00～15:00	河辺市民 サービスセンター
雄和地域	2月25日(月)▶27日(水) 9:30～12:00、13:00～15:00	雄和市民 サービスセンター

* 申告会場の駐車台数には限りがありますので、乗り合わせや公共交通機関の利用などにご協力をお願いします。

★申告会場は大変混み合いますので、相談の必要がないかたは、申告書に必要事項を記入・押印し、必要書類を添付の上、返信用封筒(市から送付した申告書に同封)で3月15日(金)までに郵送してください。